

ご存知ですか？

# 国民年金

## の 高齡任意加入

どうしよう、  
受給資格期間が足りない！

60歳になるまでに、受給資格期間  
が25年に満たない人は、任意加入制  
度があります。



国民年金納付 (保険料免除期間・ 合算期間を含む)	厚生年金保険加入期間	共済組合加入期間
---------------------------------	------------	----------

← 25年以上通算して →

この25年を満たしていない人や、25  
年以上あるが年金額を増やしたい人(過  
去に保険料の未納期間や免除期間のある  
人)などが、60歳から65歳まで国民年金  
に加入することができる制度です。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、  
上記の期間25年を65歳までに満たせない人  
については、70歳までの間に特例的に任意加入  
することができます(受給資格期間25年を満たし  
次第終了となります)。手続きをした日から加  
入することとなり、保険料を納め  
ないと資格を失います。



### 高齡任意加入の主な例

#### 受給資格期間が不足している場合

国民年金未納 5年	厚生年金加入 10年	国民年金未納 13年	国民年金納付 12年	任意加入 3年						
0年	+	10年	+	0年	+	12年	+	3年	=	25年

60歳                      63歳

#### 65歳に達してもさらに受給資格期間が不足している場合

厚生年金加入 10年	国民年金未納 20年	国民年金納付 8年	任意加入 5年	特例任意加入 2年						
10年	+	0年	+	8年	+	5年	+	2年	=	25年

60歳                      65歳                      67歳

#### 60歳で受給資格期間を満たしているが満額の年金を受け取りたい場合

国民年金未納 5年	国民年金納付 35年	任意加入 5年				
0年	+	35年	+	5年	=	40年

60歳                      65歳

▼問い合わせ先＝宇都宮西社会保険事務室 ☎028(622)4222  
保険課 国保年金係 ☎569134